

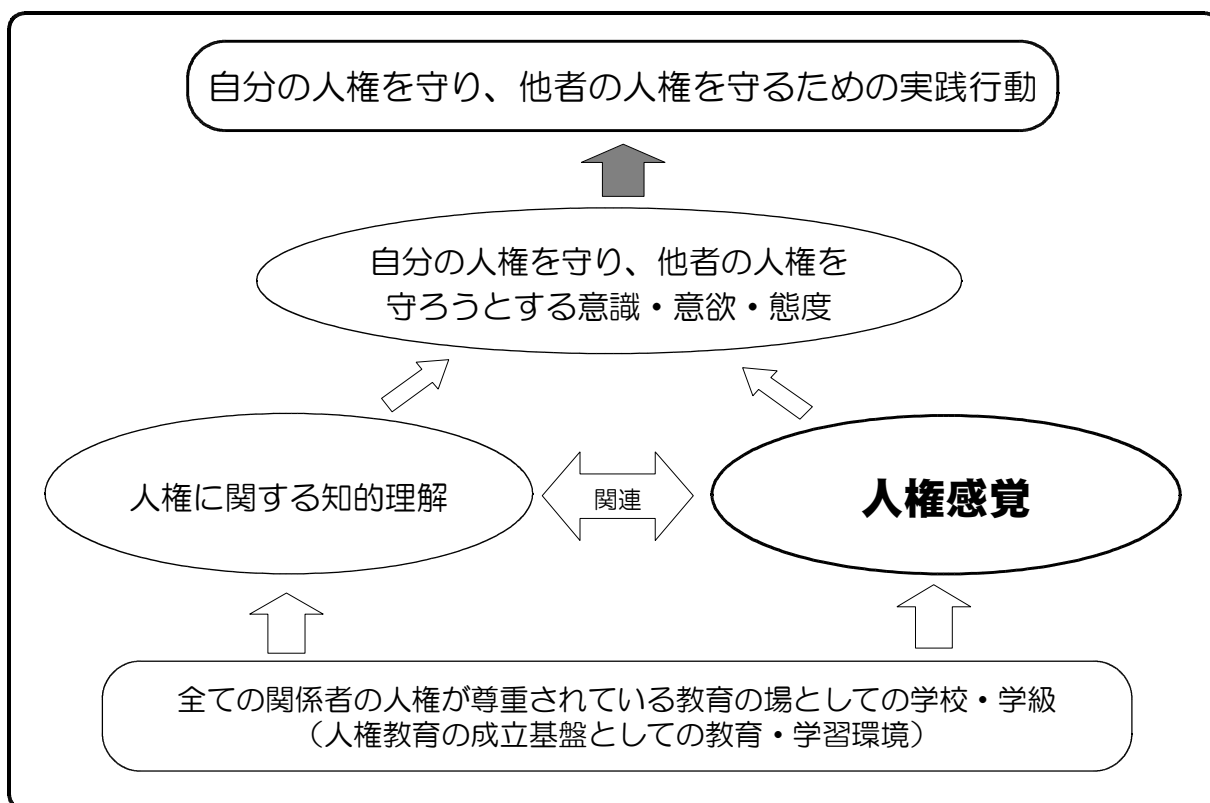
Q 4 : 人権感覚を育むためのポイントや方法を教えてほしい。

A : 栃木県では「人権教育推進の手引」において、人権感覚を「人権感覚とは、人権が尊重されていることに気付くとともに、人権が偏見や差別により妨げられたり、妨げられそうになったりしたとき、いち早くその不合理性・不当性に気付く感覚（センス）のこと」と示している。

以下に、人権感覚を育むためのポイント、方法等を示す。

1 人権感覚について

「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」では、人権教育における人権感覚を以下のように示している。



人権感覚は、児童生徒に繰り返し言葉で説明するだけで身に付くものではない。人権感覚を身に付けるためには、学級をはじめ学校生活全体の中で自らの大切さや他の人の大切さが認められていることを児童生徒自身が実感できるような状況を生み出すことが肝要である。人権感覚の育成には、人権に関する知的理解を推進するとともに、「隠れたカリキュラム※」が重要である。

※「隠れたカリキュラム」とは

「教育する側が意図する、しないに関わらず、学校生活を営むなかで、児童生徒自らが学びとっていく全ての事柄」を指す。学校・学級の「隠れたカリキュラム」を構成するのは、それらの場の在り方であり、雰囲気といったものである。

例えば、「いじめ」を許さない態度を身に付けるためには、「いじめはよくない」という知的理解だけでは不十分である。実際に、「いじめ」を許さない雰囲気が浸透する学校・学級で生活することを通じて、児童生徒は、はじめて「いじめ」を許さない人権感覚を身に付けることができるのである。だからこそ、教職員一体となつての組織づくり、場の雰囲気づくりが重要である。

2 人権感覚に関する資質・能力について

人権教育は、人権に関する知的理解と人権感覚の涵養を基盤として、様々な資質・能力を育成し、発展させることを目指す総合的な教育である。人権感覚に深く関わる資質・能力には、具体的に以下のようなものが示されている。

- ・人間の尊厳、自己価値及び他者の価値を感知する感覚
 - ・自己についての肯定的態度
 - ・自他の価値を尊重しようとする意欲や態度
 - ・多様性に対する開かれた心と肯定的評価
 - ・正義、自由、平等などの実現という理想に向かって活動しようとする意欲や態度
 - ・人権侵害を受けている人々を支援しようとする意欲や態度
 - ・人権の観点から自己自身の行為に責任を負う意志や態度
 - ・社会の発達に主体的に関与しようとする意欲や態度
 - ・人間の尊厳の平等性を踏まえ、互いの相違を認め、受容できるための諸技能
 - ・他者の痛みや感情を共感的に受容できるための想像力や感受性
 - ・能動的な傾聴、適切な自己表現等を可能とするコミュニケーション技能
 - ・他の人と対等で豊かな関係を築くことのできる社会的技能
 - ・人間関係のゆがみ、ステレオタイプ、偏見、差別を見きわめる技能
 - ・対立的問題を非暴力的で、双方にとってプラスとなるように解決する技能
 - ・複数の情報源から情報を収集・吟味・分析し、公平で均衡のとれた結論に到達する技能
- 等

3 指導事例について

人権感覚の育成に関わる指導内容の中から、2で示した資質・能力のうち「他者の痛みや感情を共感的に受容できるための想像力や感受性」の育成のための指導事例について、以下に紹介する。

事例13：イメージーション能力を育てる指導	
テーマ	「写真を読む」
目的と概要	人の痛みを理解し、共有するにはイメージーションの力が必要であるが、この力を育てる一つの方法として、写真から人々の心を読み取るアクティビティがある。これは様々な場面で的人物を写した写真を使って、人々の心を理解するイメージーションの力や共感的理解力を高めることを目的とする。
所要時間／教科等	短 / 特別活動 等
準備するもの	いろいろな国の人々の様々な状況を写した写真（人物の顔が写っているもの）
進め方	喜怒哀楽をはじめ、様々な感情を表している人物の写真を、5、6人からなるグループに1枚ずつ、あるいは数枚ずつ与える。学習者それぞれに、その写真の人物の気持ちを読み取らせる。それがどんな場面で、その人物はどんな感じや思いを抱いていると考えられるかについて、順次、意見を言い、そう考える理由も述べる。それをもとに話し合いをし、意見を分かち合う。

「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]実践編」には、人権教育に関する改善・充実のための具体的なポイント等に関する参考情報が掲載されている。43の取組事例が紹介されているので、適宜活用されたい。

【参考資料】

- | | |
|---------------------------------|-----------|
| ・「平成31年度 人権教育推進の手引」 | H31.4 県教委 |
| ・「人権教育指導資料 直接的指導の充実のためのQ&A」 | H31.3 県教委 |
| ・「人権教育指導資料 人権教育推進のためのQ&A」 | H29.3 県教委 |
| ・「人権教育指導資料 人権教育のすすめ方～実践事例集～」 | H27.3 県教委 |
| ・「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」 | H20.3 文科省 |